

1. 岩手大学危機対策要項

平成17年3月10日 学長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、岩手大学（以下「大学」という。）の危機管理及び危機対策の基本について定める。

(学長の責務)

第2条 学長は、危機管理及び危機対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

(部局等の定義)

第3条 この要項で部局等とは、事務局、人文社会科学部、教育学部、附属学校、工学部、農学部、連合農学研究科及び教育研究支援施設をいう。

(危機の範囲)

第4条 この要項でいう危機とは、次に掲げるものという。

- 一 大学の学生（勉学を目的として大学に籍を置く全ての者）、生徒、児童若しくは幼児（以下「学生等」という。）の生命又は身体に被害が生じ、若しくは生ずるおそれのある緊急の事態
- 二 大学の職員（大学において教育・研究・研修・地域連携推進業務・企業の創出を行うことを目的として、大学に出入りする者を含む。）若しくは役員（以下「職員等」という。）の生命又は身体に被害が生じ、若しくは生ずるおそれのある緊急の事態
- 三 大学の財産に相当の被害が生じ、又は生ずるおそれのある緊急の事態
- 四 大学運営に支障が生じ、又は生ずるおそれのある緊急の事態
- 五 その他学長が認めるもの

(危機管理の対策)

第5条 学長は、全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 部局等の長は、次の各号に掲げる危機管理の対策を行うものとする。

- 一 施設、設備及び土地並びに危険物、危険薬品、放射性同位元素等の安全対策
- 二 情報の収集及び伝達方法の整備
- 三 職員等の危機意識の養成を図る研修会等の実施
- 四 その他危機に対する必要な事項

(危機対策本部の設置)

第6条 学長は、危機への迅速な対応を図るため危機対策本部を置く。

(学長の代理)

第7条 学長に事故があるときにその職務を代理する者は、危機対策を担当する理事又は副学長を第1順位、学術を担当する理事又は副学長を第2順位、学務を担当する理事又は副学長を第3順位、財務及び労務を担当する理事を第4順位とする。

(危機対策本部の組織)

第8条 危機対策本部に、本部長、副本部長、学生対応総括、職員対応・経費対策総括、学外対応総括及び本部員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長 学長
- 二 副本部長 危機対策を担当する理事又は副学長
- 三 学生対応総括 学務を担当する理事又は副学長
- 四 職員対応・経費対策総括 財務及び労務を担当する理事
- 五 学外対応総括 学術を担当する理事又は副学長
- 六 本部員 副学長、総務企画部長、研究交流部長、財務部長及び学務部長

2 本部長は、危機対策本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長は、第1項第二号から第五号に定めるいずれかの担当理事に事故があるときは、本部員の内からその職務を代理する者を指名するものとする。

5 本部長は、必要と認めたときは、第1項第六号に定める者以外の岩手大学職員を本部員として加えることができる。

6 本部長は、必要と認めたときは、第1項に定める者以外の者から意見を聴くことができる。

7 危機対策本部に、危機に対する迅速な対応を図るため別に定める班を置く。

(危機対策本部の業務)

第9条 危機対策本部の業務は、次のとおりとする。

- 一 危機の情報収集と情報分析
- 二 危機において必要な対策の決定及び実施
- 三 危機に係る関係機関との連絡調整
- 四 現地対策本部に関すること
- 五 訓練の実施
- 六 その他危機への対応に関して必要な事項

(現地対策本部)

第10条 本部長は、応急対策を迅速かつ的確に実施するため特に必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置き、次の各号に掲げる者から本部長が指名する者をもって充てる。

- 一 現地対策本部長 副本部長、学生対応総括、職員対応・経費対策総括及び学外対応総括
- 二 現地対策本部員 岩手大学職員

3 現地対策本部長は、現地対策本部を統括する。

4 現地対策本部の業務は、次のとおりとする。

- 一 情報の収集及び報告
- 二 応急対策の実施
- 三 その他本部長が指示する事項

(危機対策本部の発動)

第11条 学長は、危機が発生した場合において、必要があると認めるときは、危機対策本部を発動させる。

(危機対策本部の発動等の通知)

第12条 学長は、危機対策本部を発動した場合、又は解除した場合には、その旨を大学構成員に通知する。

(部局等における対策)

第13条 部局等の長は、危機対策本部の発動に至らない危機の場合には、責任を持ってその対策に当たる。

2 部局等の長は、予め学部運営会議等の組織に危機対策の業務を付加し、危機への迅速な対応に努めるものとする。

3 第1項の危機対策に当たっては、他の部局等の長と密接に連携し、相互に協力するものとする。

(部局等における情報収集)

第14条 部局等の長は、危機に関し、速やかに情報を収集するとともに、これを学長に報告するものとする。

2 部局等の長は、必要に応じ学長の指示を受けるものとする。

3 部局等の長は、危機に対して執った措置を速やかに学長に報告するものとする。

(外部への救助要請)

第15条 学長は、外部へ救助の応援を求める必要があると判断した場合には、関係機関に対して応援・派遣を要請するものとする。

(訓練の実施)

第16条 部局等の長は、具体的な危機を想定し、意志決定や連絡体制など実践的な訓練の実施に努め、改善点があれば見直しを行うものとする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

2. 岩手大学東日本大震災復興対策本部設置要項

平成23年4月1日 役員会決定

(趣旨)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害等に対し、早期復旧及び復興を支援し推進するため、「岩手大学東日本大震災復興対策本部（以下、「岩大復興対策本部」という。）」を設置する。

(業務)

第2条 岩大復興対策本部は、東日本大震災に被災した本学の学生、生徒、児童若しくは園児及び職員並びに建物・設備、または自治体及び地域住民に対して、復興支援及び復興推進に関する業務を実施する。

(組織)

第3条 岩大復興対策本部は次に掲げる者をもって組織する。

一 学長

二 理事

三 副学長

四 学部長

五 連合農学研究科長

六 その他学長が必要と認める者

2 岩大復興対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長、副本部長は地域連携を担当する理事とする。

3 岩大復興対策本部のもとに、教員（附属学校教員を含む）、事務職員及び技術職員を構成員とする岩大復興対策部門を編成し、総括責任者として理事、副学長及び保健管理センター長を充てるとともに、岩大復興対策部門に班を設置し、各班に班長及び副班長を置くものとする。

4 岩大復興対策部門及び班は次に掲げるとおりとし、各班は必要に応じてチームを置くことができる。

一 情報・連絡調整部門

総括責任者 情報統括管理担当副学長、財務・労務担当理事

情報収集・連絡調整班

情報発信班

二 学生支援部門

総括責任者 教育・学生担当理事、附属学校担当副学長

学生支援班

附属学校支援班

三 施設・設備部門

総括責任者 財務・労務担当理事

施設・設備関係班

被災者対応班

四 地域復興支援部門

総括責任者 地域連携担当理事、研究担当理事

災害調査・分析班

地域復興支援班

物資支援班

ボランティア班

五 健康管理部門

総括責任者 保健管理センター長

学生・地域支援班

児童・生徒支援班

六 その他復興に関し本部長が必要と認める班

5 岩大復興対策本部とは別に現地対策本部を置くことができる。

(会議等)

第4条 本部長は、岩大復興対策本部の会議を必要に応じて招集し、東日本大震災に関する復興支援及び推進について、協議するものとする。

2 岩大復興対策部門総括責任者は、総括責任者及び班長を構成員とする合同対策会議を必要に応じて招集し、各班の調整を図るものとする。

3 各班長は対策会議を必要に応じて招集し、東日本大震災に関する具体的な復興支援及び推進について、検討するものとする。

(庶務)

第5条 岩大復興対策本部の庶務は、関係部局等の協力を得て、総務企画部において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、岩大復興対策本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

◎岩大復興対策部門及び各班の主な具体的業務内容

◆総務

○情報・連絡調整部門（総括責任者：西崎副学長、馬場理事）

情報収集・連絡調整班

- ・学内及び学外からの情報（支援要請等）の集約等
- ・国、県、市町村及び関係団体との窓口
- ・学内の連絡調整（後方支援を含む）

情報伝達、人的、財政的サポート（人の配置、契約業務、財政負担等）

情報発信班

- ・報道対応、ホームページ作成等
- ・行動記録

どの班が、何時、何処で、何をしているか、何をしたか

◆内的支援

○学生支援部門（総括責任者：高畑理事、菅原副学長）

学生支援班

- ・学部学生、大学院生、留学生及び研究生に対する修学支援、生活支援及び就職支援等

附属学校支援班

- ・附属学校の生徒・児童及び園児に対する修学支援等

○施設・設備部門（総括責任者：馬場理事）

施設・設備関係班

- ・大学施設・設備の被害状況把握、修繕・修理、新規要求等被災者対応班
- ・被災者の受入に関する対応

◆外的支援

○地域復興支援部門（総括責任者：岩渕理事、小川理事）

災害調査・分析班

- ・災害状況に関する研究面での調査・分析等

地域復興支援班

- ・農業、林業、水産業、工業等の産業や文化財等の復興に関する支援

物資支援班

- ・物資の提供支援

ボランティア班

- ・教職員・学生のボランティア派遣、動物に関するケア等

◆全体

○健康管理部門（総括責任者：立身保健管理センター長）

学生・地域支援班

- ・学生及び職員の心のケア並びに地域からの健康管理に関する支援要請への対応等

児童・生徒支援班

- ・児童及び生徒の心のケア並びに教育委員会からの健康管理に関する支援要請への対応

3. 岩手大学三陸復興推進本部設置要項

平成23年10月13日 役員会決定

(趣旨)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した三陸沿岸地域等の復興を支援し推進するため、「岩手大学三陸復興推進本部（以下、「三陸復興推進本部」という。）」を設置する。

(業務)

第2条 三陸復興推進本部は、三陸沿岸地域等の復興推進のため、関係自治体等及び協定大学と連携を図り、三陸沿岸地域各市町村における被災地からの支援要求を把握し、岩手大学等が保有する技術等の提供を行い、事業を展開する。

(組織)

第3条 三陸復興推進本部は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 連合農学研究科長
- 六 地域連携推進センター長
- 七 三陸復興推進部門総括責任者
- 八 その他学長が必要と認める者

2 三陸復興推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長、副本部長は地域連携を担当する理事とする。

3 三陸復興推進本部のもとに、教員（附属学校教員を含む）、事務職員及び技術職員を構成員とする三陸復興推進部門を編成し、総括責任者を置くとともに、必要に応じて三陸復興推進部

門に班を設置し、各班に班長を置くものとする。

4 三陸復興推進部門は次に掲げるとりとする。

- 一 教育支援部門
- 二 生活支援部門
- 三 水産業復興推進部門
- 四 ものづくり産業復興推進部門
- 五 農林畜産業復興推進部門
- 六 地域防災教育研究部門
- 七 その他復興推進に関し本部長が必要と認める部門

(サテライト等)

第4条 三陸復興推進本部に、第2条に掲げる業務を行うため、現地における活動拠点として釜石市にサテライトを置く。

2 三陸復興推進本部は、各市町村等との連絡調整を行うため、三陸沿岸地域各市町村にエクステンションセンターを置くことができる。

(会議等)

第5条 本部長は、三陸復興推進本部の会議を必要に応じて招集し、三陸復興推進について、協議するものとする。

2 各総括責任者は、部門会議を必要に応じて招集し、部門内の調整を図るものとする。

3 各班長は、班会議を必要に応じて招集し、具体的な復興支援及び推進について、検討するものとする。

(庶務)

第6条 三陸復興推進本部の庶務を処理するために、岩手大学三

陸復興推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 事務局に事務局長を置き、学長が指名する理事をもって充て、局員は職員のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。
- 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、研究交流部三陸復興推進室が処理する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、三陸復興推進本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要項は、平成23年10月13日から施行し、平成23年10月1日から適用する。
- 「岩手大学東日本大震災復興対策本部設置要項（平成23年4月1日役員会決定）」及び「岩手大学東日本大震災復興対策本部事務局の設置について（平成23年4月26日学長裁定）」は廃止する。

4. 岩手大学三陸復興推進機構規則

平成24年3月15日 制定

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の3の規定に基づき、岩手大学三陸復興推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 機構は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した三陸沿岸地域等の復興を支援し推進することを目的とする。

（部門等）

第3条 機構に前条の目的を達成するため、次に掲げる部門を置く。

- 教育支援部門
- 生活支援部門
- 農林畜産業復興推進部門
- 水産業復興推進部門
- ものづくり産業復興推進部門
- 地域防災教育研究部門

2 地域防災教育研究部門の業務は地域防災研究センターが担うものとする。

（組織）

第4条 機構に、次の職員を置く。

- 機構長
- プロジェクト職員
- 兼務教員
- 兼務職員

（機構長）

第5条 機構長は、機構全般の業務及び運営を統括する。

2 機構長は、地域連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。

（部門長等）

第6条 部門長は、当該部門の業務を総括整理する。

- 部門長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、学長が任命する。
- 部門に班を設置し、各班に班長を置く。

（プロジェクト職員）

第7条 プロジェクト職員は、所属する部門の業務を処理するとともに、他部門の業務について協力し分担する。

2 プロジェクト職員は、運営委員会が候補者を推薦し、学長が任命する。

（兼務教員）

第8条 兼務教員は、所属する部門の業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。

2 兼務教員は、部門長が候補者を推薦し、学長が任命する。

3 部門長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。

（兼務職員）

第9条 兼務職員は、所属する部門の業務を処理する。

2 兼務職員は、部門長が候補者を推薦し、学長が任命する。

（客員教授等）

第10条 機構に、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（客員研究員）

第11条 機構に、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員研究員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（サテライト等）

第12条 機構に、第2条に掲げる業務を行うため、現地における活動拠点として釜石市にサテライトを置く。

2 機構は、各市町村等との連絡調整を行うため、三陸沿岸地域各市町村にエクステンションセンターを置くことができる。

（運営委員会）

第13条 機構の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

（庶務）

第14条 機構の庶務は、関係部局等の協力を得て、研究交流部三陸復興推進室において処理する。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

地震対策初動マニュアル

【改訂版】

岩 手 大 学



地震発生後の流れと行動(全構成員)－A行動－

地 震 発 生

- 自分の身を守る(机・テーブルの下などへ)
- すばやく火の始末(ガスの元栓、実験器具等)
- 非常脱出口の確保(ドア・窓を開ける)

1～2分後(揺れがおさまったら)

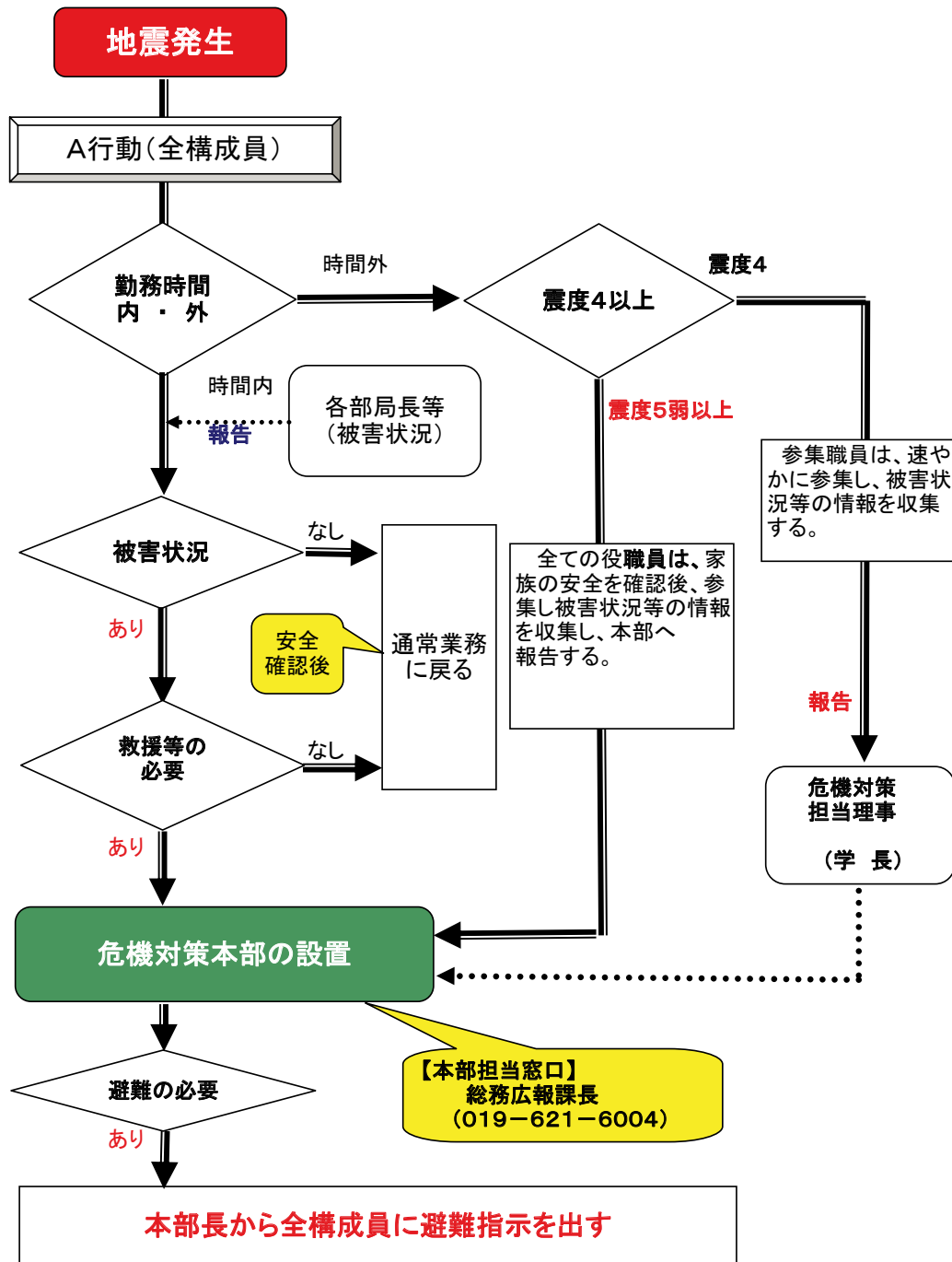
- 火元の確認、初期消火(火が出たら慌てず初期消火)
- 教職員、学生の安全確認(けが人の確認等)

3分後(となりの研究室等に声をかける)

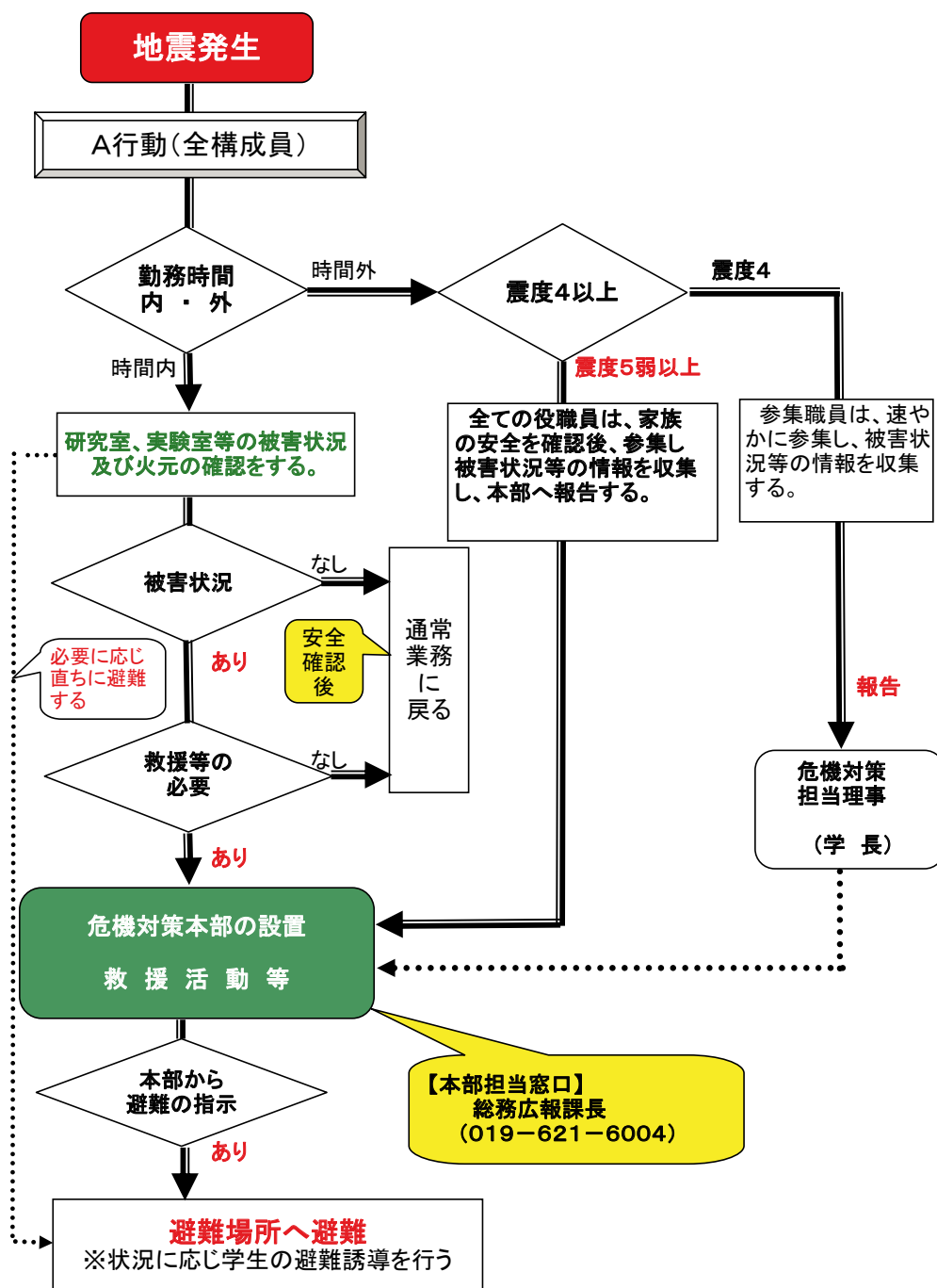
- 隣接する研究室等で助け合う
- 余震に注意する(崩壊の恐れのある場合すばやく避難)

以下、それぞれの行動マニュアルへ

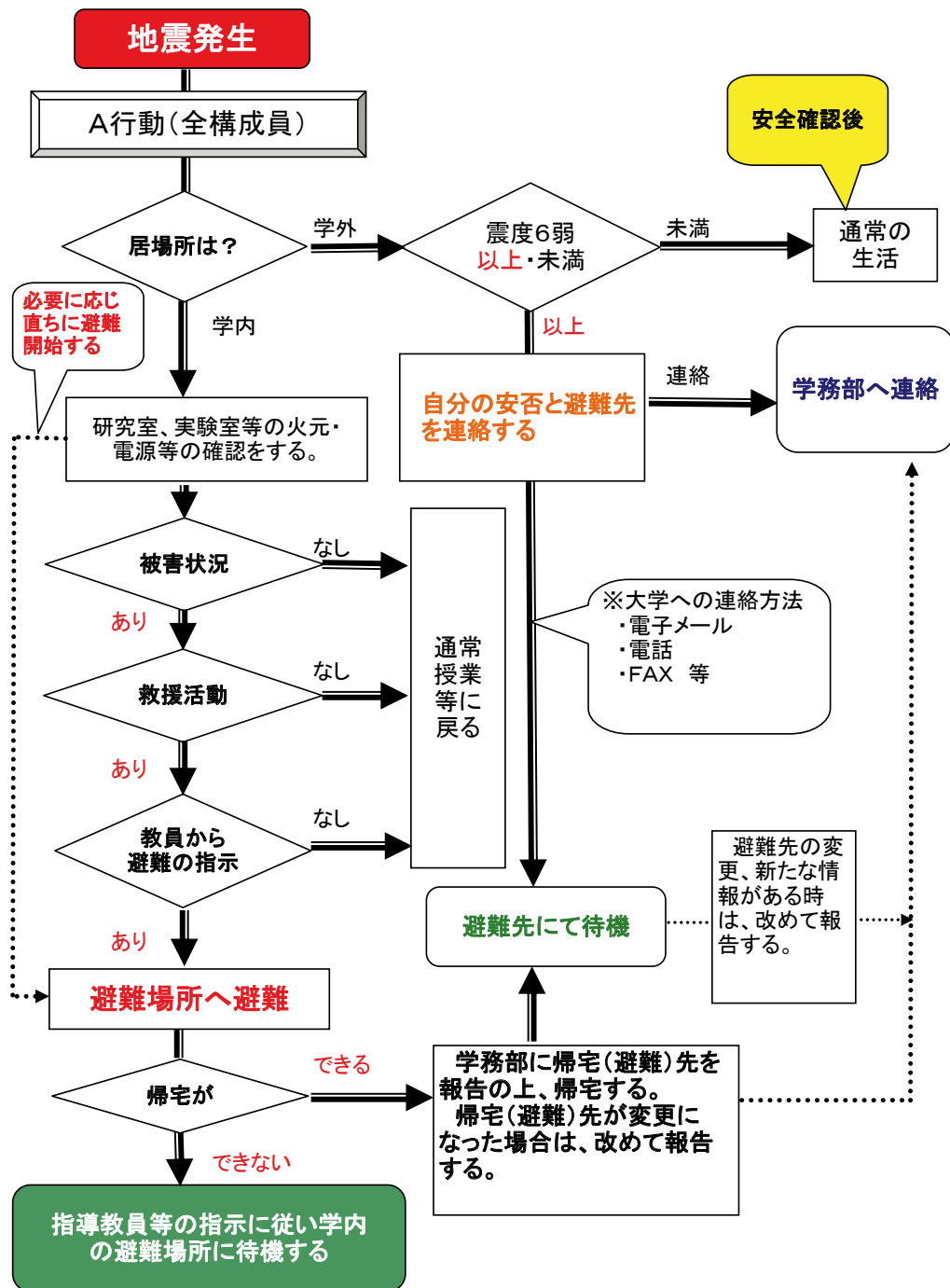
地震発生後の流れと行動(危機対策本部)－B行動－



地震発生後の流れと行動(教職員)－C行動－



地震発生後の流れと行動(学生)－D行動－





緊急時の通報例等

◇ 通報の要点 ◇

①大 学 名 岩手大学〇〇学部
 ②住 所 盛岡市上田三(四)丁目18番〇〇号(〇号館)
 ③電話番号 019-621-〇〇〇〇
 ④連絡者の氏名
 ⑤概要説明 いつ・どこで・何があった・現状(被害状況)等

※ 連絡先の機関によっては、①～⑤の連絡内容は異なる。

通報は、あわてず、簡潔に！

消防署 119

警察署 110

【学 内】

正門守衛所 6110(内線) 621-6110(外線)
 080-5569-6797(携帯番号)

保健管理センター 6074(内線) ※ 勤務時間内(8:30～17:15)

【各 機 関】

上田消防分署(緊急時 119)	019-663-0466
上田交番(緊急時 110)	019-662-2284
電気:東北電力	019-653-2115
ガス:盛岡ガス	019-653-1241
水道:盛岡市水道部	019-623-1411
NTT盛岡支社	019-626-2000

※ 災害用伝言ダイヤル 別紙参照

災害用伝言ダイヤル・公衆電話の活用

①災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤル利用方法

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

◇ メッセージ録音は30秒以内です。

◇ 方法
録音

171+1+(自分の電話番号)+メッセージ

再生

171+2+(相手の電話番号)

※ 171をダイヤルすると、ガイダンスが流れますので、それにしたがって操作して下さい。



②iモード災害用伝言板

iモード災害用伝言板設定方法

http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/guidance/index.html

◇ メッセージを最大10件、全角最大100字までのコメントが登録可能です。

震度6弱以上の地震など大規模災害発生時にiMenuページから利用になります。

※ 登録はiモード契約をされている方になりますが、情報の確認は家庭のパソコン、NTTドコモ以外の携帯電話からも確認が可能です。

◇ 方法
登録

「iMenu」→「災害用伝言板」→登録→「状態」の選択プラスコメント入力

確認

「iMenu」→「災害用伝言板」→「確認」→
→ 安否確認したい相手の携帯電話番号

③公衆電話

◇ 公衆電話は、優先電話と同じ効果があり、緊急の連絡手段として有効です。
公衆電話の場所を、ふだんから覚えておくといざというときに役立ちます。

※ 岩手大学防災マップ(上田地区) 参照(構内公衆電話配置状況)

<サンプル>

避難カード(安否確認カード)

住 所
氏 名
生年月日
性 別
保護者名
連絡先
勤務先
緊急連絡先(親戚、知人等)
(氏名)
(電話)
避難場所

血液型

Evacuation Card

Address
Name
Date of Birth
Sex
Guardian
Contact
My Office Address
Emergency Contact (Relative, friend)
(Name)
(Telephone)
Evacuation Area

危機対策本部(総務広報課)
平成19年 3月27日作成
平成21年 3月10日改訂
平成22年11月12日改訂

6. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震

○概況

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。また、この地震に伴い、福島県相馬で高さ9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。この地震（津波及び余震を含む）により、死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大な被害を生じた（平成23年6月9日現在、緊急災害対策本部による）。気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、この地震による災害について「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震であった。

○地震の震源及び規模等

■ 地震発生時刻	平成23年3月11日14時46分
■ 発生場所(震源位置)	北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km〔三陸沖〕
■ 規模(マグニチュード)	9.0(モーメントマグニチュード)〔国内観測史上最大〕
■ 最大震度	7(宮城県北部)
■ 岩手大学所在地の震度	5強(岩手県盛岡市)
■ 発震機構	西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型(CMT 解)

出典：気象庁ホームページ